

2 青森県の現状

共同実施を検討する前提として、本県における学校事務の状況を明らかにする必要がある。学校事務の状況を、事務職員の配置状況と学校を取り巻く状況の変化の観点からみると、次のような状況である。

(1) 配置基準による状況

全校に事務職員を配置できない基準である。

平成19年度の事務職員未配置校は、小・中学校合わせて23校である。

基準学級以上による複数配置校が少ない。

平成19年度の基準学級以上の複数配置校は、中学校のみ4校である。

青森県の平成19年度小・中学校教職員配置基準

4 事務職員

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。

イ 小中併置校の場合、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。

(3) (小学校) 27学級以上の学校に1人増配置する。(複数配置)

(中学校) 21学級以上の学校に1人増配置する。(複数配置)

(4) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(参考) 平成19年度の学級数毎の学校数(平成19年5月1日現在)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小学校数	3	6	24	24	25	63	64	20	7	7
中学校数	2	6	28	20	8	14	14	7	3	13
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
小学校数	5	15	36	19	8	5	4	9	9	7
中学校数	7	8	10	8	4	3	3	6	3	3
学級数	21	22	23	24	25	26	27			
小学校数	3	4	2	2	3	0	0			
中学校数	0	2	0	0	1	1	0			

1 太枠部分が基準学級以上の複数配置校の該当である。

2 学校数は県立中学校を除いている。

(2) 配置状況

県全体の小・中学校事務職員の年齢構成は、50歳以上が35%を占めており、当該年代が退職した後の事務処理体制の整備が必要となる。

小規模校の統廃合が進んだことにより、未配置校数は、平成9年度に小・中学校合わせて30校あったものが、平成19年度には小・中学校合わせて23校となり減少してきている。

今後は、児童生徒数の減少により学級数も減少していくことが予想され、事務職員の未配置校が増加する可能性があり、未配置校への支援が必要となる。

「配置人数」

ア 職名別人数一覧

(平成19年5月1日現在)

教育事務所	総括事務主幹	事務主幹	事務主任	主事	合計
東青	19	45	15	8	87
西北	27	44	15	5	91
中南	34	51	7	5	97
上北	11	25	17	31	84
下北	3	6	10	15	34
三八	19	35	23	32	109
計	113	206	87	96	502

イ 年齢別人数一覧

(平成19年5月1日現在)

教育事務所	50歳以上	40～49歳	30～39歳	18～29歳	合計
東青	30 (34.5%)	41 (47.1%)	15 (17.2%)	1 (1.2%)	87
西北	35 (38.4%)	42 (46.2%)	14 (15.4%)	0	91
中南	59 (60.8%)	31 (32.0%)	7 (7.2%)	0	97
上北	18 (21.4%)	24 (28.6%)	32 (38.1%)	10 (11.9%)	84
下北	5 (14.7%)	9 (26.5%)	15 (44.1%)	5 (14.7%)	34
三八	29 (26.6%)	34 (31.2%)	37 (33.9%)	9 (8.3%)	109
計	176 (35.1%)	181 (36.0%)	120 (23.9%)	25 (5.0%)	502

太枠部分は、各管内及び県全体において最も多い年齢層である。

ウ 臨時事務職員及び事務職員の未配置校の状況

(平成19年5月1日現在)

教育事務所	正規職員 配置人数	臨時事務職員人数 (産育等代替含む)	事務職員の 未配置校数
東青	87	6	3
西北	91	11	2
中南	97	5	1
上北	84	17	4
下北	34	15	5
三八	109	15	8
計	502	69	23

1 小中併置校は、小中どちらかに事務職員が配置されていれば、配置校として算定している。

2 事務職員の未配置校数には県立中学校(1校)を除いている。

(3) 学校を取り巻く状況の変化

市町村合併により、市町村別に行われていた事務処理を統一するなどの対応が必要となるため、市町村教育委員会と学校が連携して、事務処理体制の整備をすることが必要となる。

学校裁量権限の拡大、新しい教育制度を踏まえた、特色ある教育の推進や教育課題への対応など、学校の取り組む事務・業務が拡大していることから、学校運営を支える機能を充実させるため、効率的な事務処理体制を整備することが必要となる。

「市町村合併の進展」

管内	合併年月日	新市町村名	合併市町村名(学校数) [合計数]	備考
東青	17. 3.28	外ヶ浜町	蟹田町(2)、平館村(2)、三厩村(2) [6]	
"	17. 4. 1	青森市	青森市(68)、浪岡町(8) [76]	
西北	17. 2.11	つがる市	木造町(14)、森田村(3)、柏村(2)、 稲垣村(5)、車力村(4) [28]	
"	17. 3.28	五所川原市	五所川原市(18)、金木町(6)、 市浦村(2) [26]	
"	17. 3.28	中泊町	中里町(4)、小泊村(3) [7]	
"	17. 3.31	深浦町	深浦町(6)、岩崎村(2) [8]	
中南	17. 3.28	藤崎町	藤崎町(3)、常盤村(2) [5]	
"	18. 1. 1	平川市	平賀町(13)、尾上町(3)、碓ヶ関村(2) [18]	
"	18. 2.27	弘前市	弘前市(46)、岩木町(5)、相馬村(2) [53]	
上北	17. 1. 1	十和田市	十和田市(24)、十和田湖町(6) [30]	
"	17. 3.31	七戸町	七戸町(3)、天間林村(4) [7]	
"	17. 3.31	東北町	上北町(4)、東北町(6) [10]	
"	18. 3. 1	おいらせ町	百石町(3)、下田町(5) [8]	
下北	17. 3.14	むつ市	むつ市(18)、川内町(6)、大畑町(7)、 脇野沢村(2) [33]	編入
三八	16. 7. 1	五戸町	五戸町(8)、倉石村(4) [12]	編入
"	17. 3.31	八戸市	八戸市(65)、南郷村(6) [71]	編入
"	18. 1. 1	南部町	名川町(5)、南部町(3)、福地村(5) [13]	

- 1 新市町村名の 印は、共同実施の実践をしている市町村である。
- 2 合併市町村名の () 書きの学校数は、合併時点の学校数である。

「学校における事務・業務の状況等」

ア 学校裁量権限の拡大

学校管理規則関係(許可・承認制から届出制へ変更)

イ 新しい教育制度への取組

学校評議員制度、学校評価制度、教職員の人材育成・評価制度等

ウ 学校環境の変化や教育課題の複雑化・多様化への対応

- ・不登校児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応
- ・個人情報保護や情報公開、外部人材の活用や地域団体との交流事業、保護者等からの相談への対応等

(4) 学校の事務処理体制の課題

事務職員は、総務、財務、経理等の事務に従事し、学校運営上重要な役割を果たしていることから、新しい教育制度や社会環境の変化に伴う教育課題等へ対応できるよう、行政的な専門知識が必要である。

事務職員は、教員と協働して学校経営に関与・参画できるように、資質向上に努めることが必要である。

小・中学校の事務職員は、原則1校1人配置であり、職場の中で相談する相手や意見交換して研鑽を積む相手が身近に存在しないなど、日々、力量を高めて相談しながら仕事を進めていく機会が少ないことから、人的環境を整備する必要がある。